

◇釧路市図書館資料除籍基準

この基準は、「釧路市図書館資料収集方針」に基づき、図書館資料の除籍における具体的基準を示すものである。

1 除籍の基準

除籍することができる資料は次のとおりとする。

(1) 亡失した資料

- ①蔵書点検の結果、所在不明であることが判明し、2年間調査しても引き続き所在不明の資料
- ②貸し出した資料のうち、返却予定日を2年以上経過しても返却されず、利用者が所在不明であるなどの理由で返却の督促ができず回収不能となった資料
- ③災害その他不可抗力の事故により、利用者が失った資料

(2) 棄損した資料

- ①汚損又は破損が著しく利用に供することができない資料
- ②劣化が著しく、利用に耐えない資料

(3) 不用となった資料

- ①新版又は増補版若しくは改訂版が発行された旧版(記録としての価値があるものは除く。)
- ②最新の情報が取り入れられていないために、内容が現状とそぐわなくなっている資料
- ③保存年限を経過した逐次刊行物(保存年限は別に定める。)
- ④利用頻度が著しく低下した資料で、複本があるものまたはレファレンスサービスに用いられず基本図書としての位置づけがないもの

(4) その他教育委員会が除籍を必要と認めた資料

2 除籍除外資料

原則として次の資料は除籍を行わないものとする。

- (1) 地域資料
- (2) 保存年限が永年とされている逐次刊行物
- (3) その他教育委員会が保存を必要と認めた資料

附 則

この基準は、平成28年4月1日から運用する。

附 則

この基準は、令和元年6月14日から運用する。